

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

1. 計画期間

2022年4月1日 ～ 2025年3月31日 （3年間）

2. 目標と取組内容

目標1：所定外労働の削減に対する取組みを強化し、働きやすい環境を整える。

2022年4月～ 法令対応に向けた段階的な目標設定を周知し、管理を徹底する。
テレワークの試験導入実施と5パターンから始業時間を選択できるシフト勤務制度の開始により、時間の有効活用を図る。

2022年10月～ テレワークやシフト勤務を機に業務の見える化を図り、課業配分や業務の見直しを実施するとともに、明確化した課題に対して所定外労働の削減に繋がる具体的な対応を検討・実施する。

2023年4月～ 所定外労働の上限規制を遵守する。

年間所定外労働時間720時間未満
単月所定外労働時間100時間未満
2～6か月間の平均所定外労働時間が全て80時間以内
所定外労働時間が月45時間以内を年間で6回以上

目標2：女性管理職を2名以上誕生させる。

2022年4月～ 女性社員をステップアップ出来る職務へ配置及び女性管理職候補者の養成を計画的に行う。

2024年10月～ 女性管理職を2名以上誕生させる。

目標3：男性社員の育児休業取得率30%、平均取得期間4ヶ月以上とする。
女性社員の育児休業取得率100%を維持・継続する。

2022年4月～ 社内イントラ等にて育児休業制度の周知と取得の意識付けを行う。

2023年4月～ 全労働者に対し、年1回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施する。